

過労死等防止対策推進法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年十月十七日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

政令第三百三十九号

過労死等防止対策推進法の施行期日を定める政令

内閣は、過労死等防止対策推進法（平成二十六年法律第百号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

過労死等防止対策推進法の施行期日は、平成二十六年十一月一日とする。

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 塩崎 恭久